

碧南市 第2期子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度 >> 令和6年度



令和2年3月
碧南市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	4
1 碧南市の状況	4
2 アンケート調査結果からみえる現状	15
3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	27
第3章 計画が目指す将来像	30
1 計画の基本理念	30
2 計画の体系	31
第4章 事業計画	32
1 量の見込みの算出にあたって	32
2 施策の展開	34
(1) ニーズの変化をとらえた保育・教育の確保	34
【教育・保育】	34
① 幼児期の教育・保育	34
② 認定区分	35
【地域子ども・子育て支援事業】	38
① 時間外保育事業	38
② 一時預かり事業	39
③ 病児・病後児保育事業	40
④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	41
(2) 子どもの放課後等の居場所づくり	42
【地域子ども・子育て支援事業】	42
① 放課後児童健全育成事業	42
② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	42

（３）子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的・	
総合的な取組の展開	43
【地域子ども・子育て支援事業】	43
① 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	43
② 地域子育て支援拠点事業	44
③ 利用者支援事業	45
④ 乳児家庭全戸訪問事業	46
⑤ 養育支援訪問事業	47
⑥ 妊婦に対する健康診査	48
⑦ 実費徴収に係る補足給付事業	
（新１号認定、新２号認定、新３号認定）	49
【幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進】	50
【子育て支援施策の充実を図るための関連施策】	50
① 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の	
円滑な利用の確保	50
② 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備	50
③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	50
④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援	51
⑤ ひとり親家庭の自立支援	51
⑥ 多様性を尊重する保育環境の整備	52
資料編	53
1 子ども・子育て会議	53
2 策定経過	56
3 用語解説	57



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。しかし、女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とする全ての子ども・家庭が利用できていない状況です。待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

碧南市（以下、本市と言う。）においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『碧南市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援の充実を図ってきました。

この度、『碧南市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期碧南市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
碧南市子ども・子育て支援事業計画					第2期 碧南市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「碧南市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から1,800件、小学生児童（6～11歳児）の保護者から1,000件、ひとり親家庭の保護者から200件、合計3,000件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

平成31年1月10日から平成31年1月28日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	1,800 通	1,032 通	57.3%
小学生児童の保護者	郵送による配布・回収	1,000 通	549 通	54.9%
ひとり親家庭の保護者	郵送による配布・回収	200 通	98 通	49.0%

(2) 碧南市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者、関係団体の代表者、関係行政機関の職等で構成する「碧南市子ども・子育て会議」において、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和元年12月～令和2年1月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

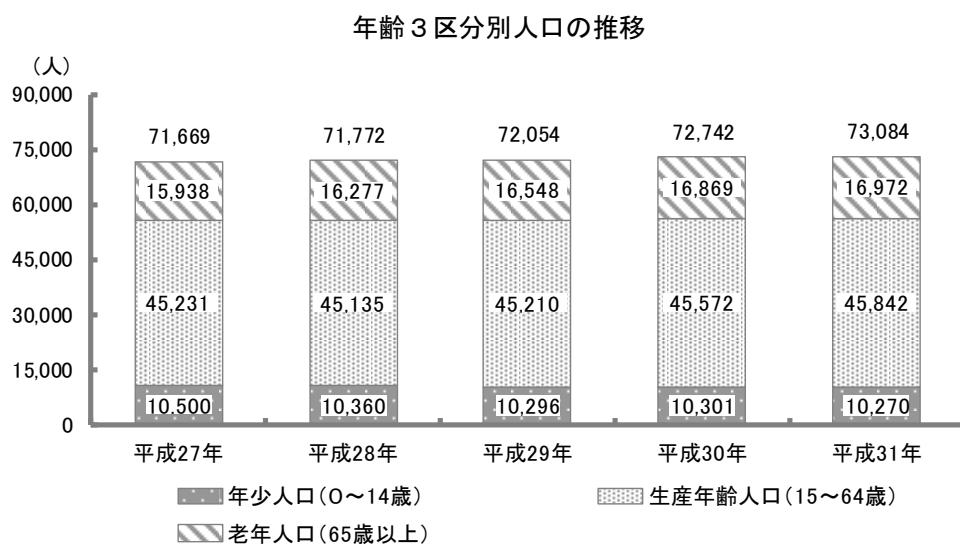
1 碧南市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

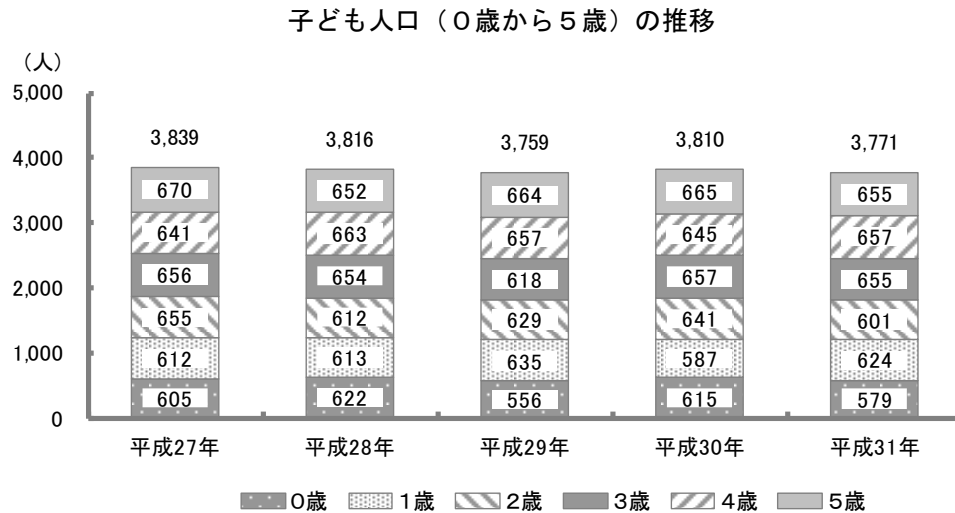
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で73,084人となっています。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向となっているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



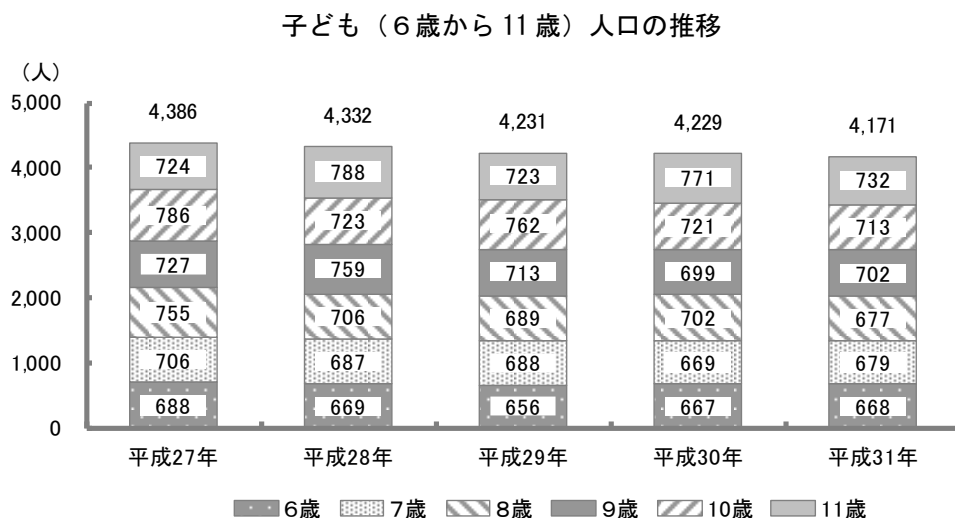
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は増減を繰り返しており、平成31年3月末現在で3,771人となっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

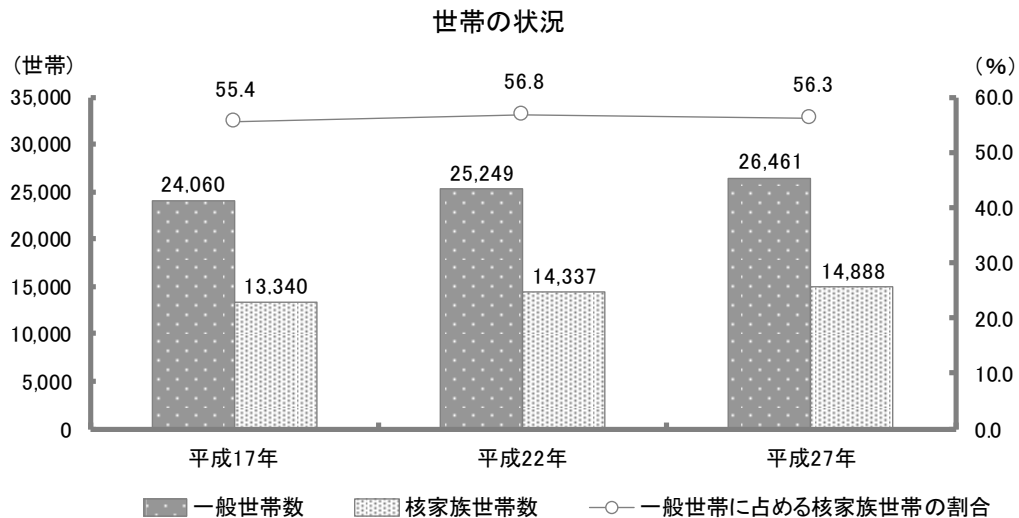
本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年3月末現在で4,171人となっています。



(2) 世帯の状況

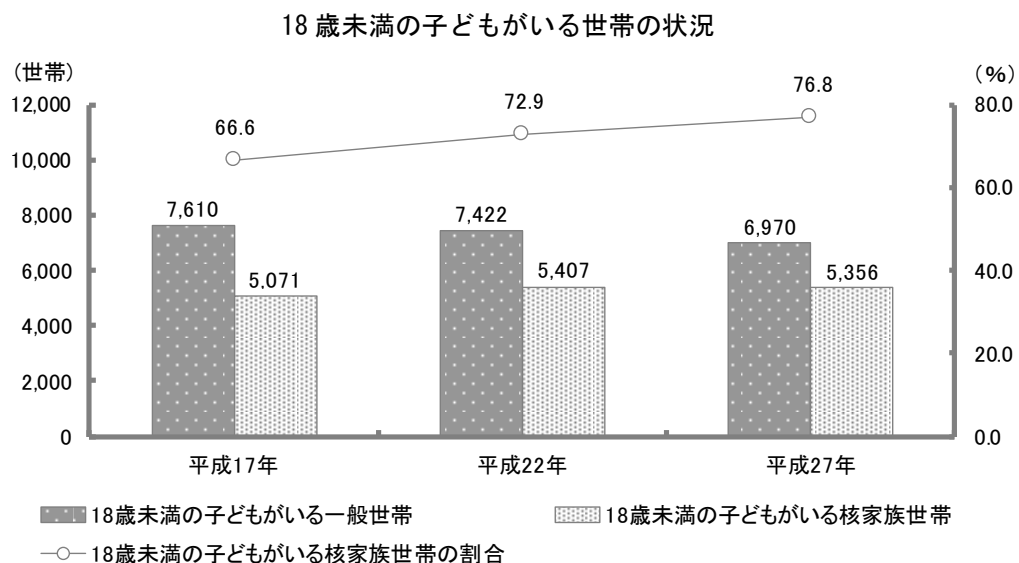
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で14,888世帯となっています。また、一般世帯数も年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しています。



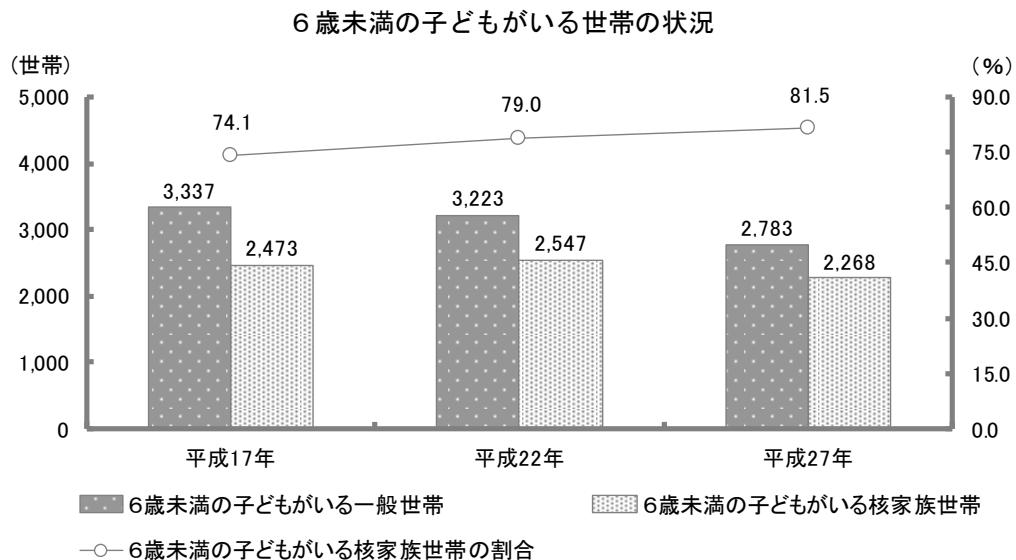
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で6,970世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



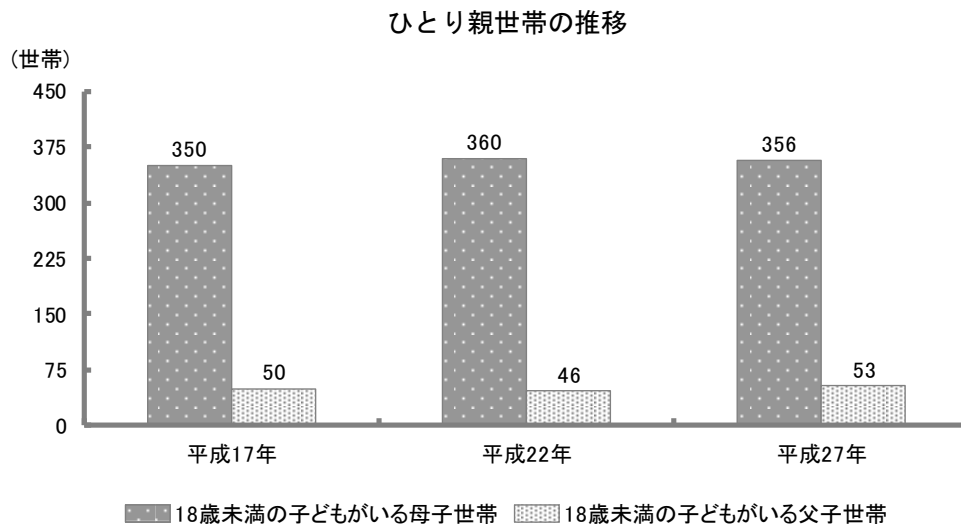
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で2,783世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



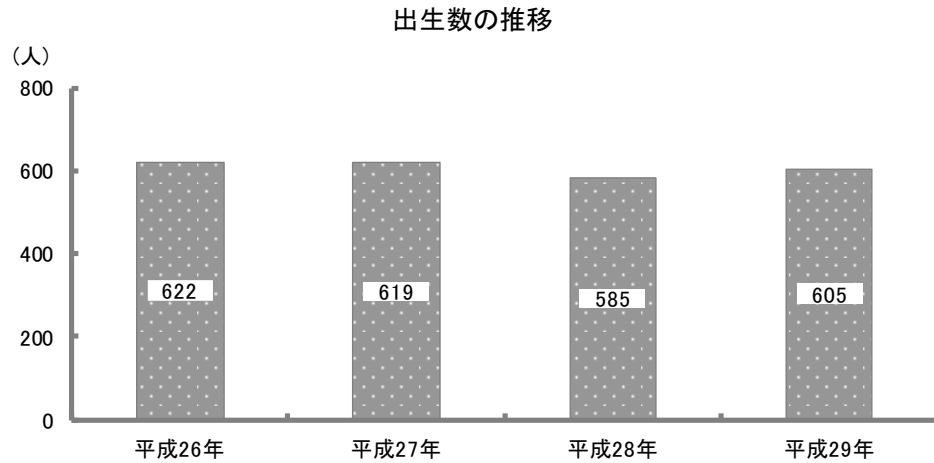
④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しており、平成27年で356世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加しています。



(3) 出生の状況

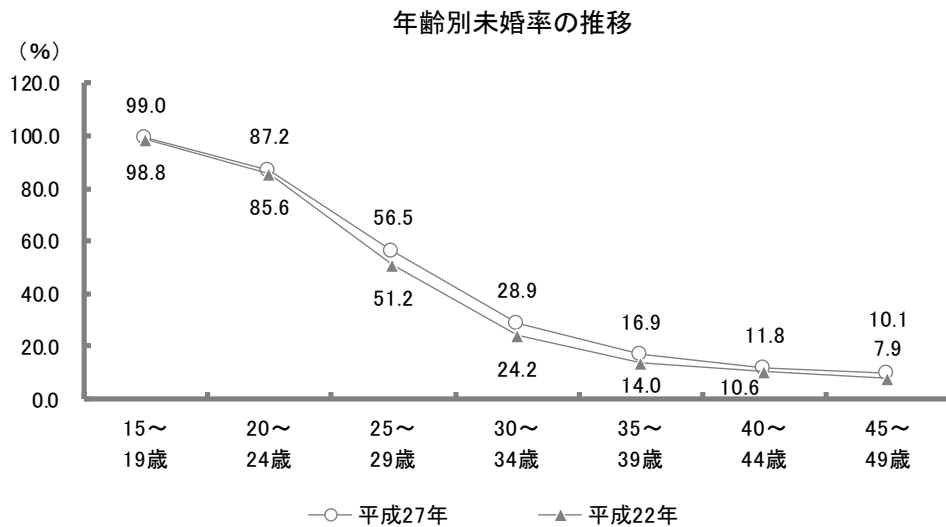
本市の出生数は減少傾向となっており、平成29年で605人と過去4年間で約3%減少しています。



資料：衛生統計年報

(4) 未婚・結婚の状況

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

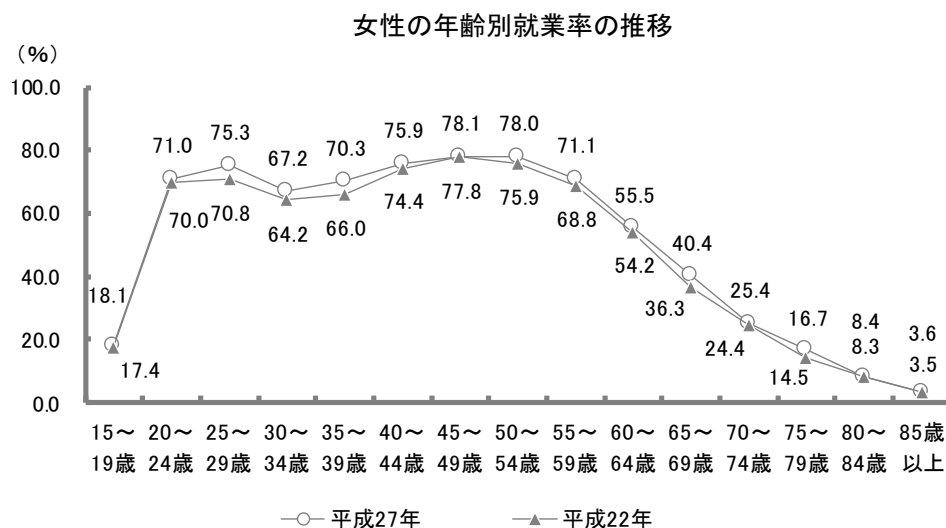


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

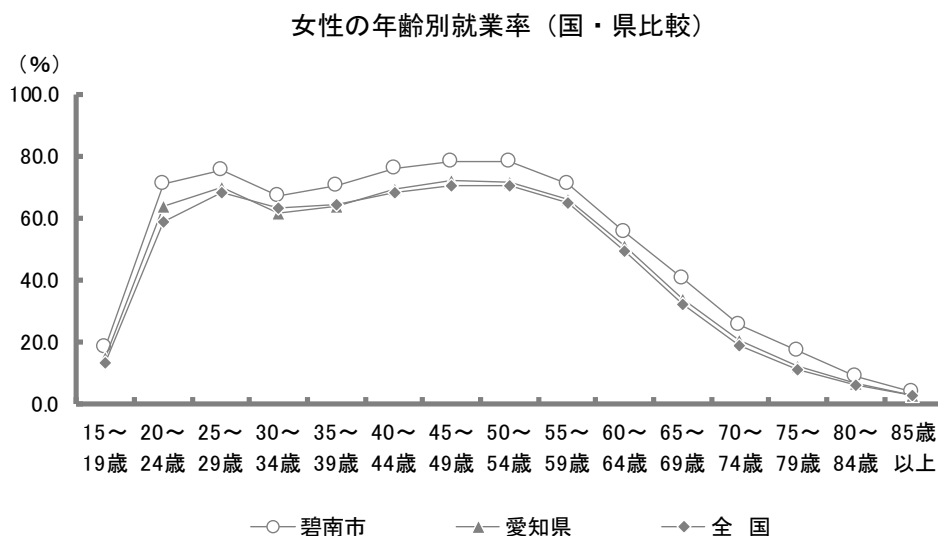
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

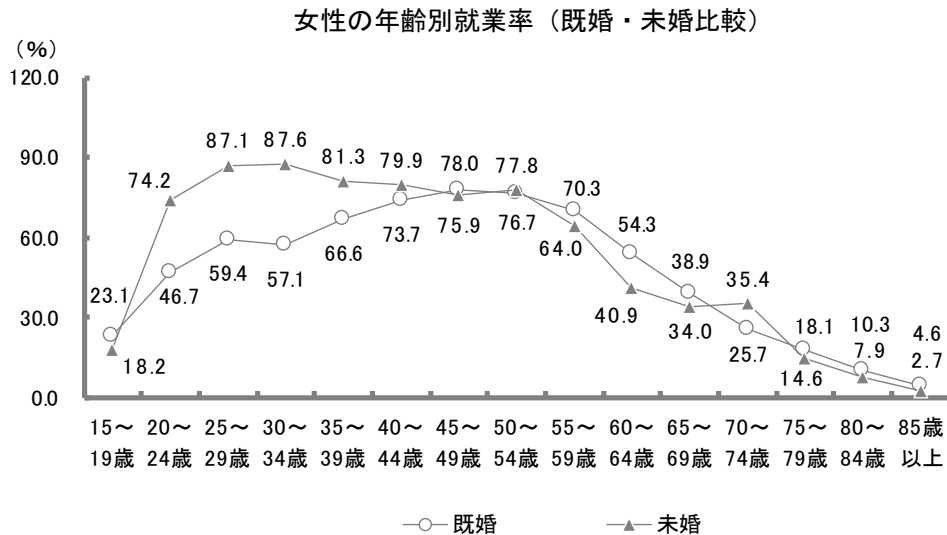
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、愛知県より高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

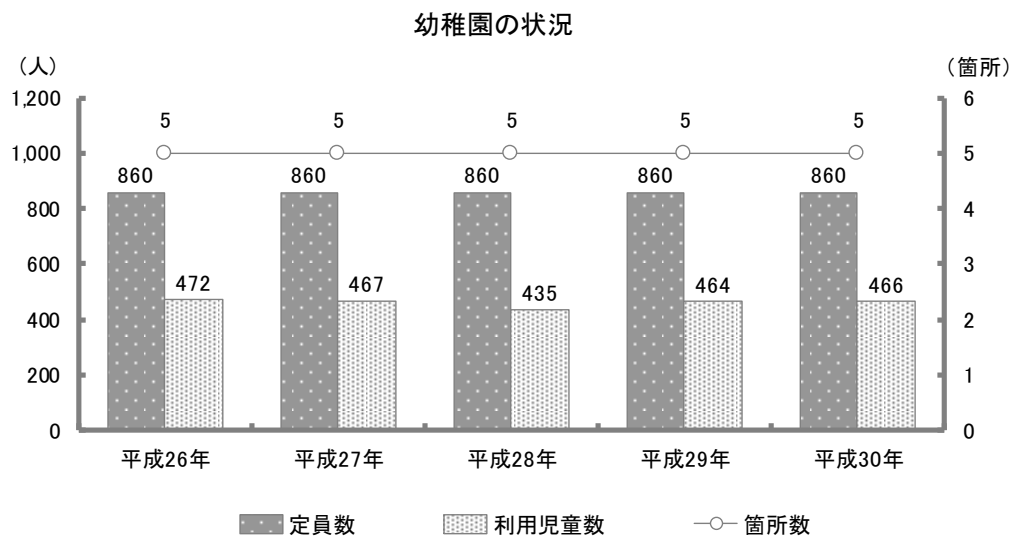


資料：国勢調査（平成27年）

（6）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

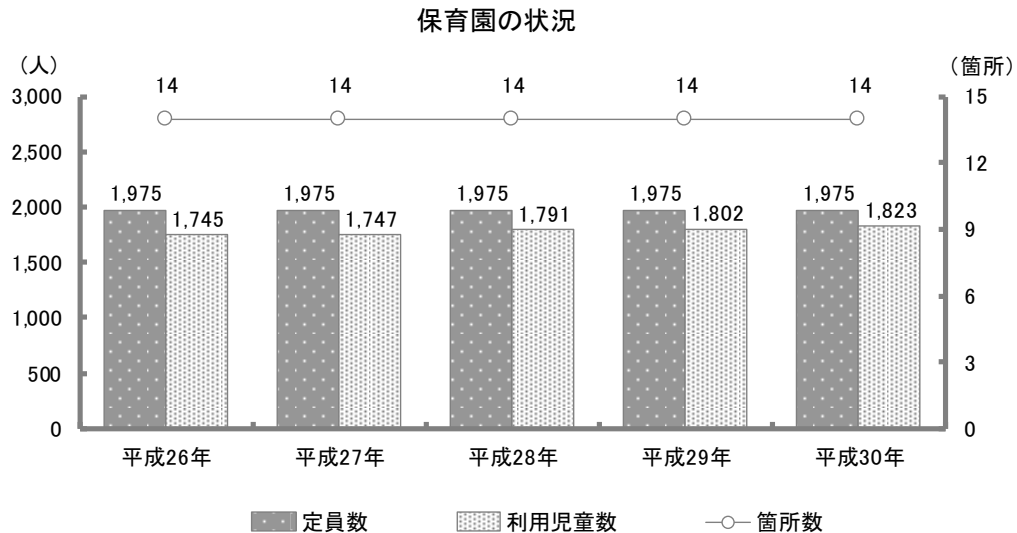
本市の幼稚園の状況をみると、利用児童数はほぼ横ばいで推移しており、平成30年で利用児童数は466人となっています。



資料：庁内資料

② 保育園の状況

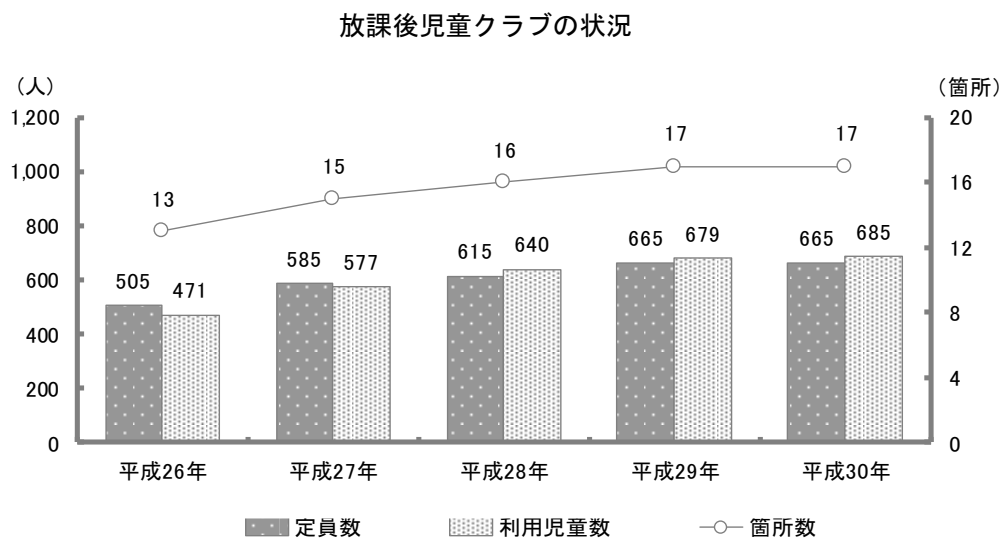
本市の保育園の状況をみると、利用児童数は年々増加しており、平成30年で定員数1,975人と利用児童数1,823人となっています。



資料：庁内資料

(7) 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数・箇所数はともに増加傾向にあり、利用児童数は、平成30年で685人となっています。

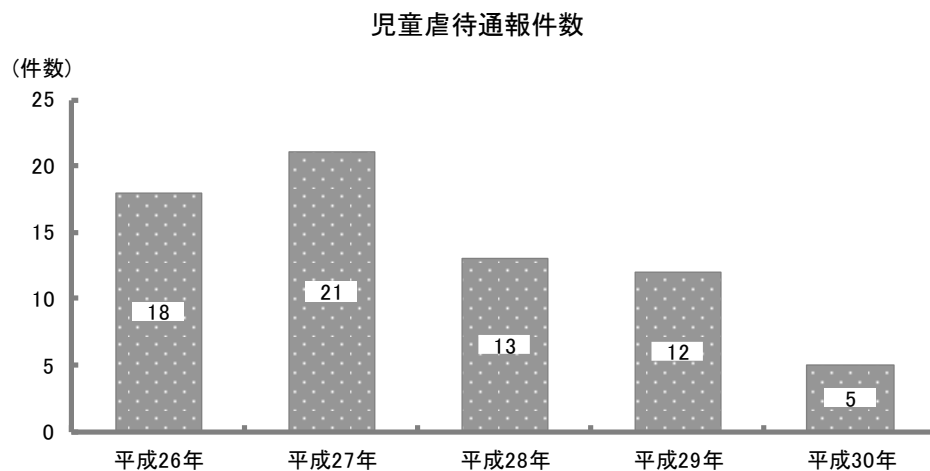


資料：庁内資料

(8) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

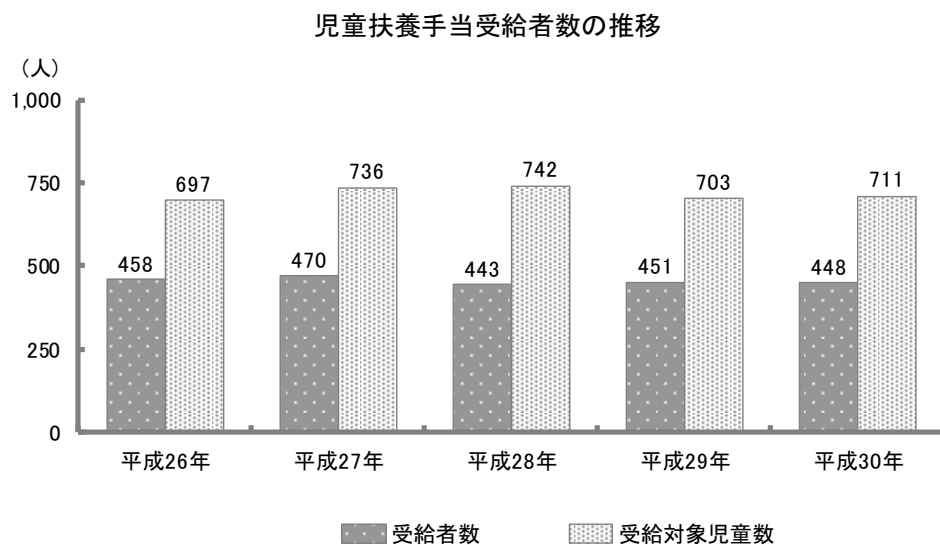
本市の児童虐待通報件数は平成27年以降減少しており、平成30年で5人と過去5年間で約72%減少しています。



資料：庁内資料

② 児童扶養手当受給者数の推移

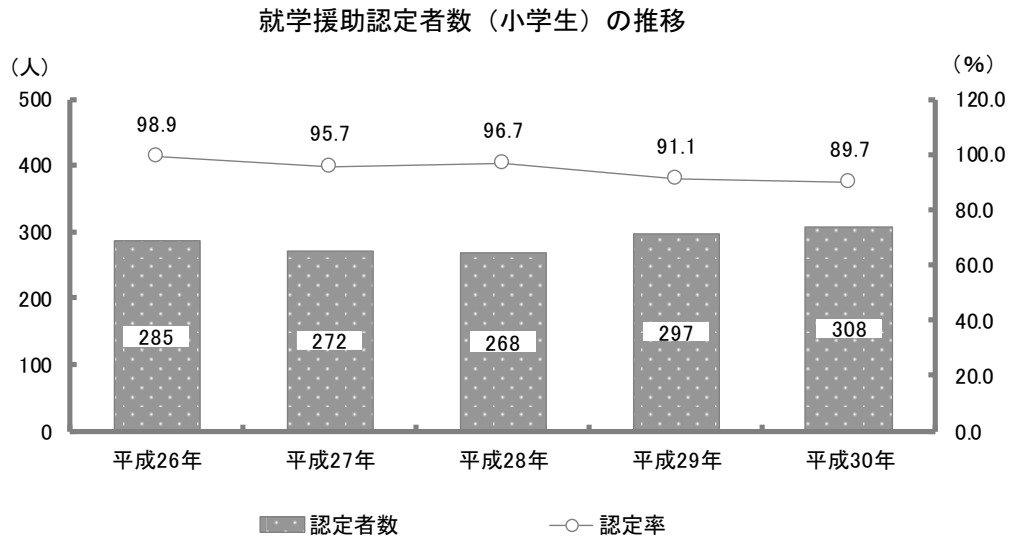
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は増減を繰り返しており、平成30年で受給者数が448人、受給対象児童数が711人となっています。



資料：庁内資料

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

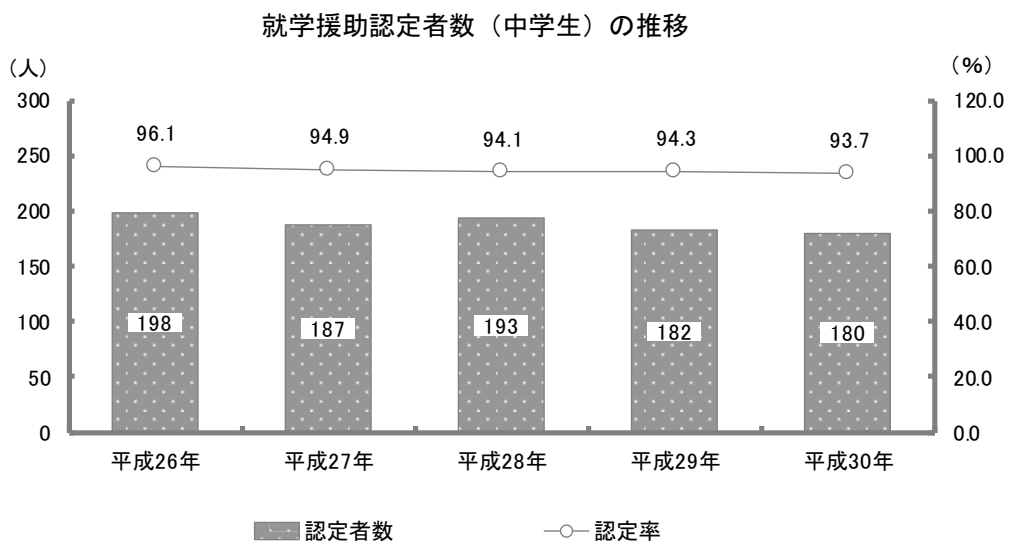
本市の小学生における就学援助認定者数は平成26年から平成28年にかけて減少し、その後増加していますが、認定率は減少傾向となっており、平成30年で認定者数が308人、認定率が89.7%となっています。



資料：庁内資料

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

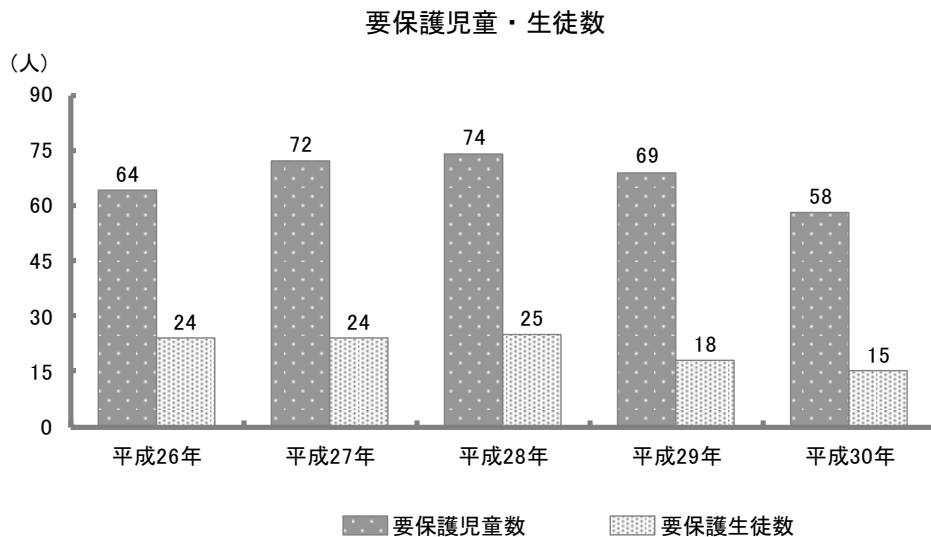
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向となっており、平成30年で認定者数が180人、認定率が93.7%となっています。



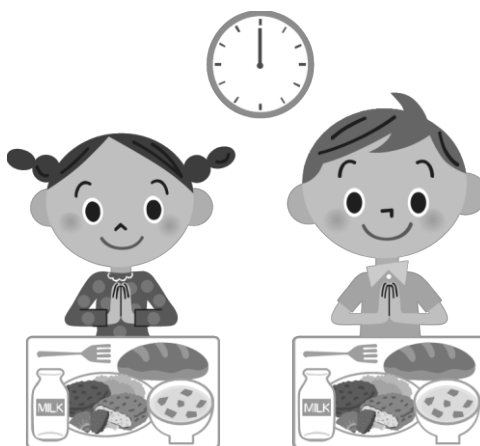
資料：庁内資料

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童数・生徒数は平成26年から平成28年にかけて増加し、その後減少しており、平成30年で要保護児童数が58人、要保護生徒数が15人となっています。



資料：庁内資料



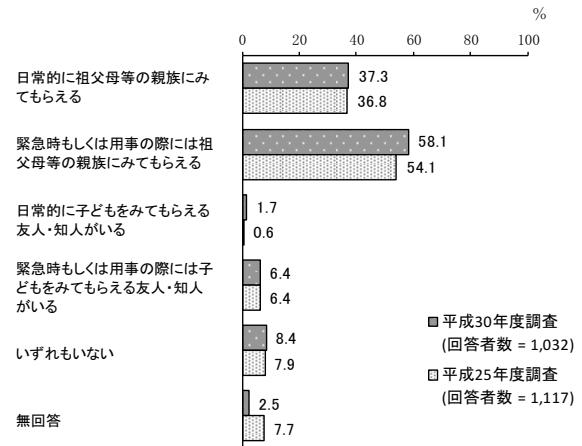
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童保護者）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が58.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が37.3%となっています。

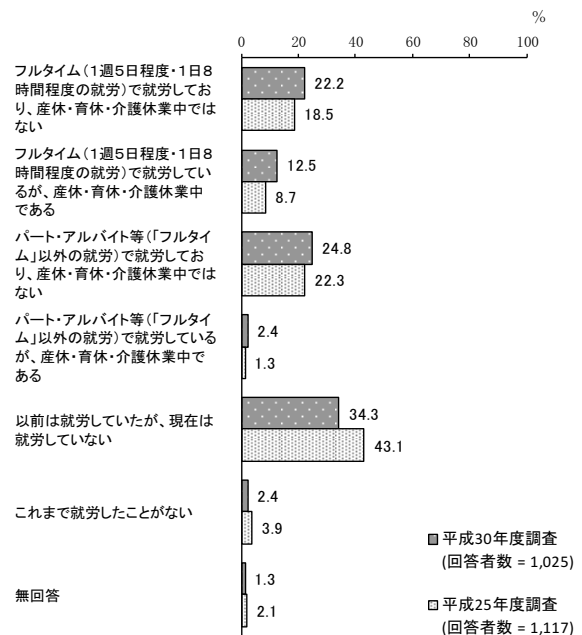
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 母親の就労状況（就学前児童保護者）

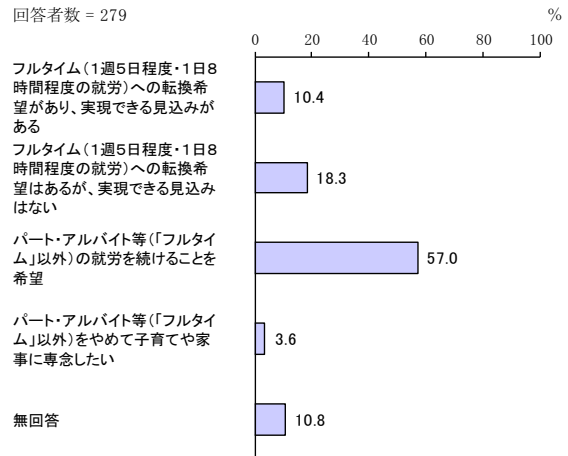
「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が34.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.8%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が22.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



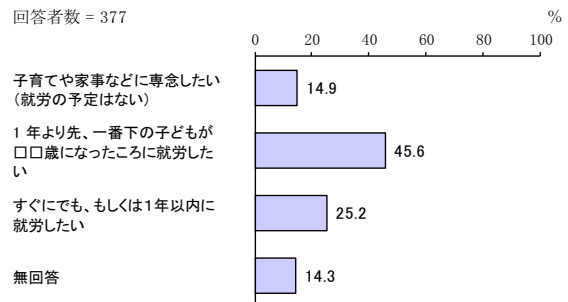
③ パート・アルバイト等で就労している母親の今後の就労意向 (就学前児童保護者)

「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望」の割合が 57.0%と最も高く、次いで「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 18.3%、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 10.4%となっています。



④ 未就労の母親の就労意向 (就学前児童保護者)

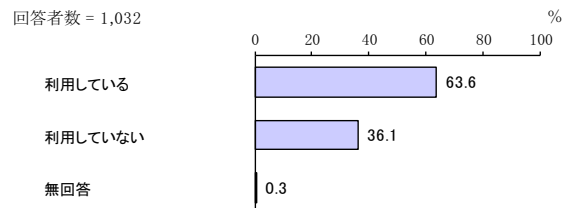
「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が 45.6%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 25.2%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が 14.9%となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

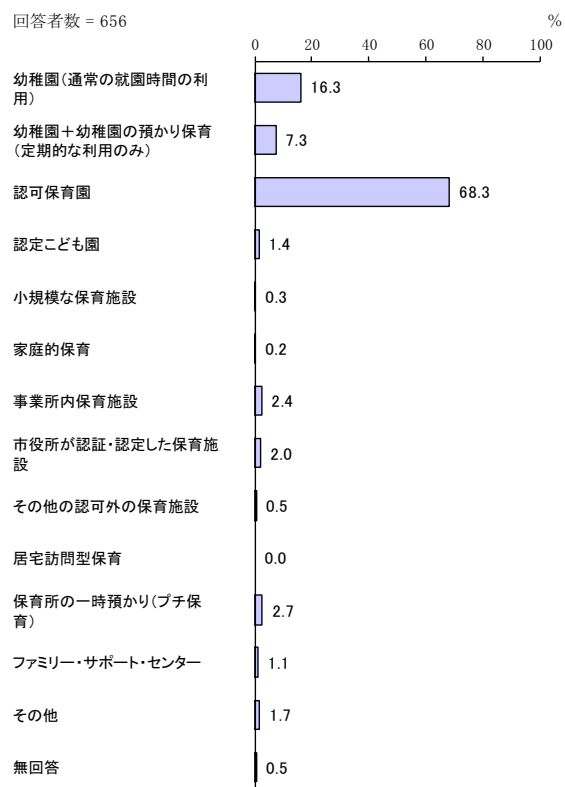
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（就学前児童保護者）

「利用している」の割合が 63.6%、
「利用していない」の割合が 36.1%と
なっています。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業（就学前児童保護者）

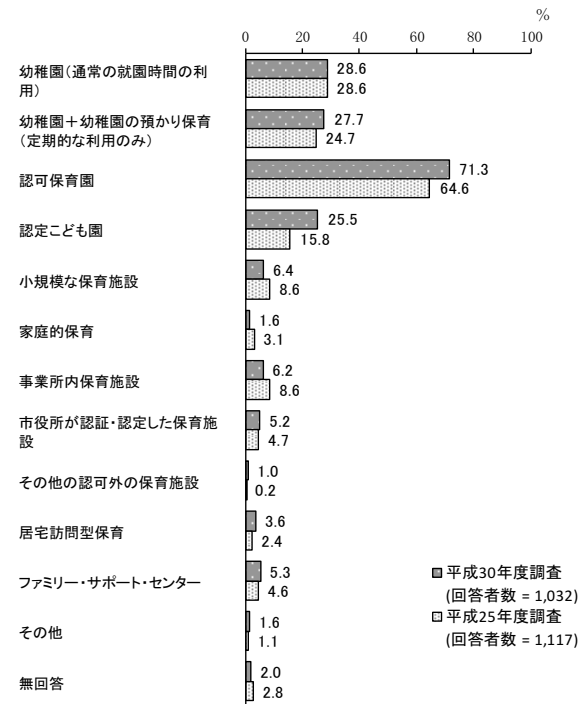
「認可保育園」の割合が 68.3%と最
も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時
間の利用）」の割合が 16.3%となってい
ます。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童保護者）

「認可保育園」の割合が 71.3%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 28.6%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」の割合が 27.7%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」の割合が 27.7%となっています。

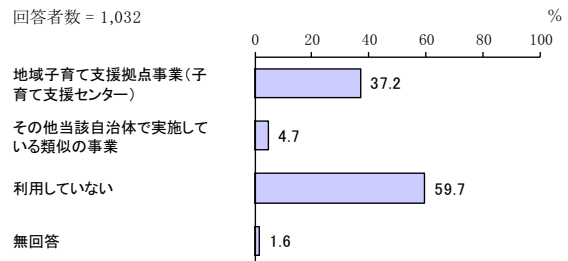
平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育園」「認定こども園」の割合が増加しています。



（３）地域の子育て支援事業の利用状況について

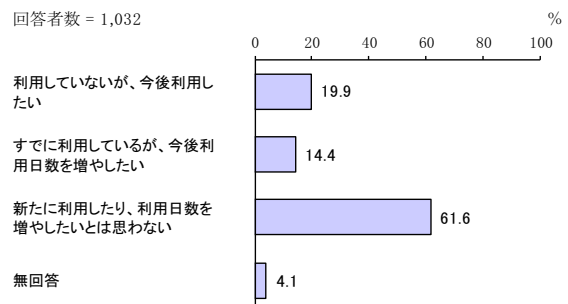
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童保護者）

「利用していない」の割合が 59.7%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」の割合が 37.2%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童保護者）

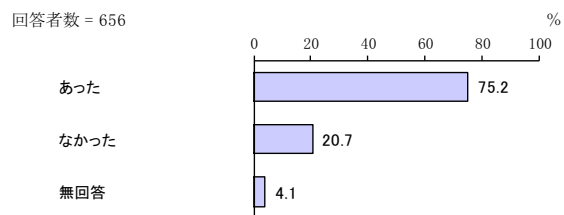
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 61.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 19.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 14.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 14.4%となっています。



(4) 病気等の際の対応について

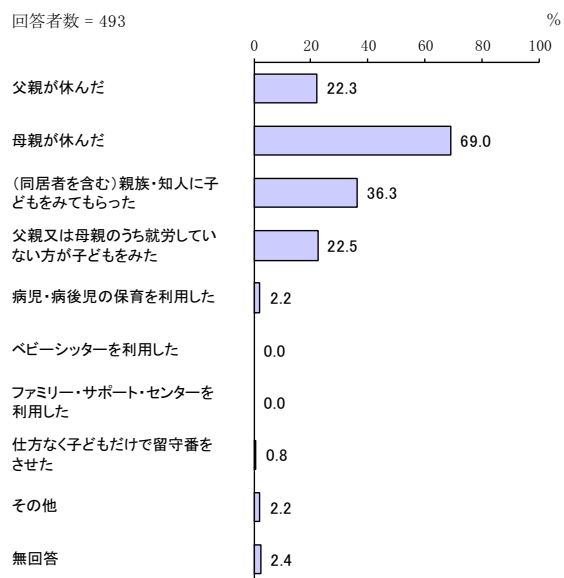
① 子どもが病気やけがで通常の事業の利用ができなかった経験の有無 (就学前児童保護者)

「あった」の割合が75.2%、「なかった」の割合が20.7%となっています。



② 子どもが病気やけがで通常の事業の利用ができなかった場合の対応 (就学前児童保護者)

「母親が休んだ」の割合が69.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が36.3%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が22.5%となっています。



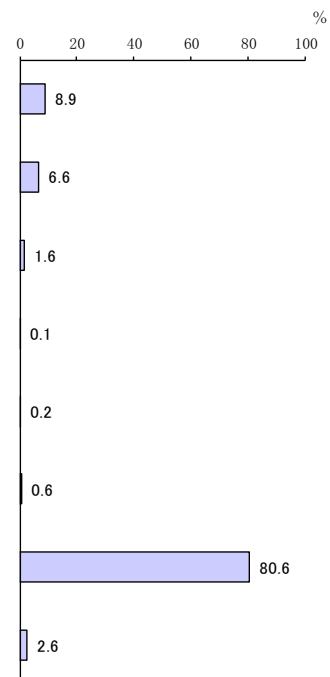
(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況（就学前児童保護者）

「利用していない」の割合が 80.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 1,032

一時預かり(プチ保育)(私用など理由を問わずに保育園などで一時的に子どもを保育する事業)
幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)
ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)
夜間養護等事業:トワイライトステイ(児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業)
ベビーシッター
その他
利用していない
無回答

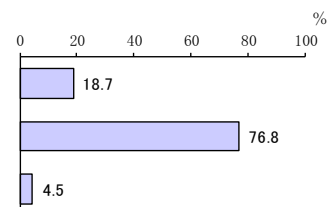


② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応（就学前児童保護者）

「あった」の割合が 18.7%、「なかった」の割合が 76.8%となっています。

回答者数 = 1,032

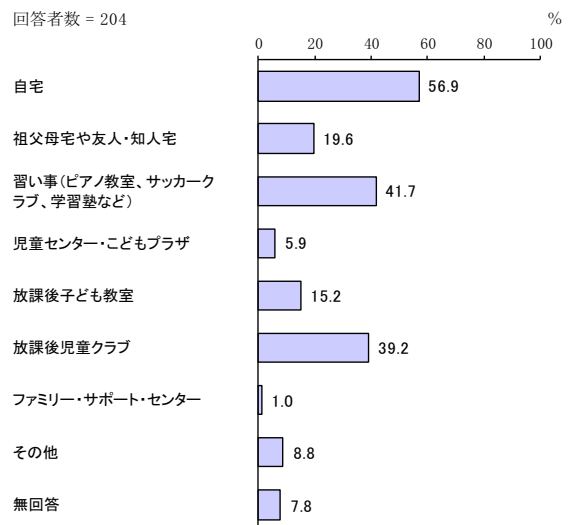
あった
なかった
無回答



(6) 小学校就学後の過ごし方について

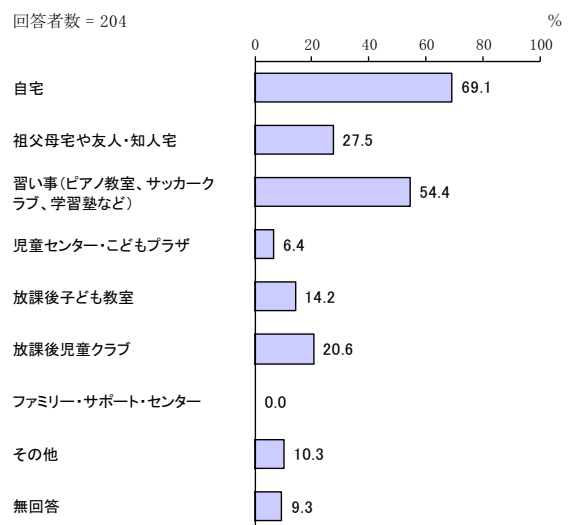
① 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童保護者）

「自宅」の割合が56.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が41.7%、「放課後児童クラブ」の割合が39.2%となっています。



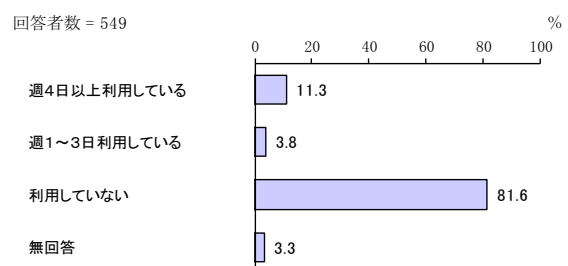
② 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童保護者）

「自宅」の割合が69.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が54.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が27.5%となっています。



③ 放課後児童クラブの利用状況（就学児童保護者）

「利用していない」の割合が81.6%と最も高く、次いで「週4日以上利用している」の割合が11.3%となっています。



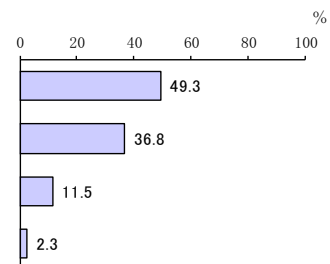
(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況（就学前児童保護者）

「働いていなかった」の割合が49.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が36.8%、「取得していない」の割合が11.5%となっています。

回答者数 = 1,032

働いていなかった
取得した（取得中である）
取得していない
無回答

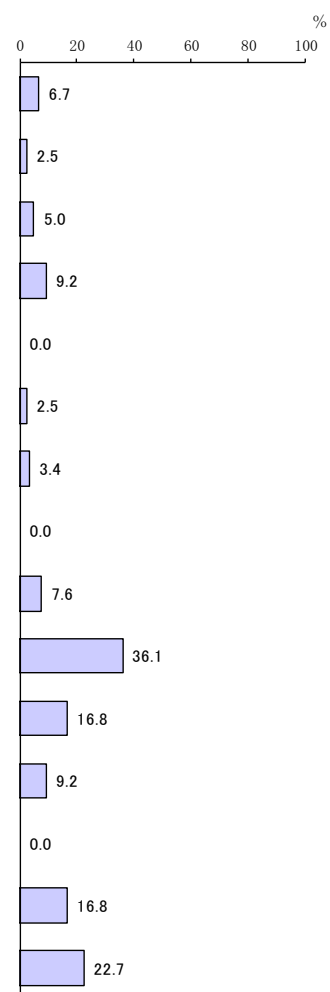


② 母親の育児休業を取得していない理由（就学前児童保護者）

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が36.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が16.8%となっています。

回答者数 = 119

職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
仕事が忙しかった
(産休後に) 仕事に早く復帰しなかった
仕事に戻るのが難そうだった
昇給・昇格などが遅れそうだった
収入減となり、経済的に苦しくなる
保育園などに預けることができた
配偶者が育児休業制度を利用した
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
子育てや家事に専念するため退職した
職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
育児休業を取得できることを知らなかった
その他
無回答



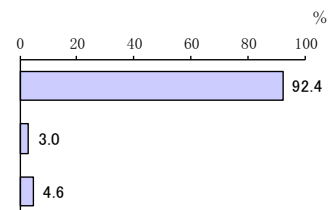
(8) 相談の状況について

① 気軽に相談できる人の有無（就学前児童保護者）

「いる／ある」の割合が92.4%、「いない／ない」の割合が3.0%となっています。

回答者数 = 1,032

いる／ある
いない／ない
無回答

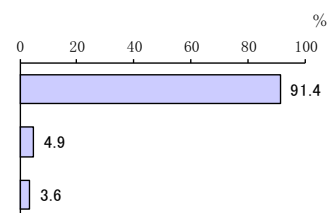


② 気軽に相談できる人の有無（就学児童保護者）

「いる／ある」の割合が91.4%、「いない／ない」の割合が4.9%となっています。

回答者数 = 549

いる／ある
いない／ない
無回答

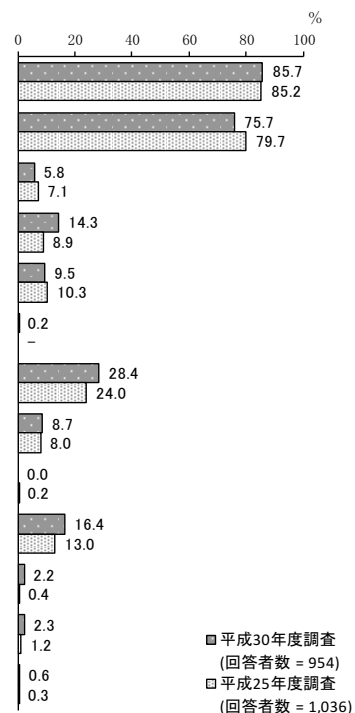


③ 気軽に相談できる相談先（就学前児童保護者）

「祖父母等の親族」の割合が85.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が75.7%、「保育士」の割合が28.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子育て支援施設（子育て支援センター、児童センター等）・NPO」の割合が増加しています。

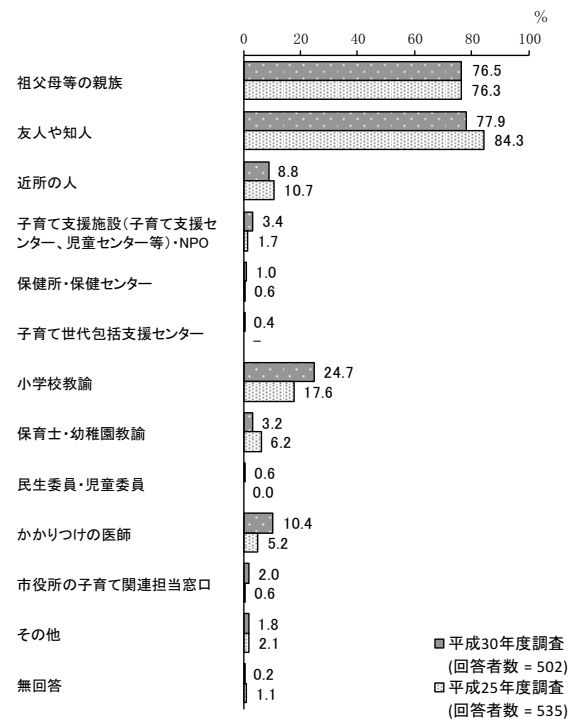
祖父母等の親族
友人や知人
近所の人
子育て支援施設（子育て支援センター、児童センター等）・NPO
保健所・保健センター
子育て世代包括支援センター
保育士
幼稚園教諭
民生委員・児童委員
かかりつけの医師
市役所の子育て関連担当窓口
その他
無回答



④ 気軽に相談できる相談先（就学児童保護者）

「友人や知人」の割合が 77.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 76.5%、「小学校教諭」の割合が 24.7%となっています。

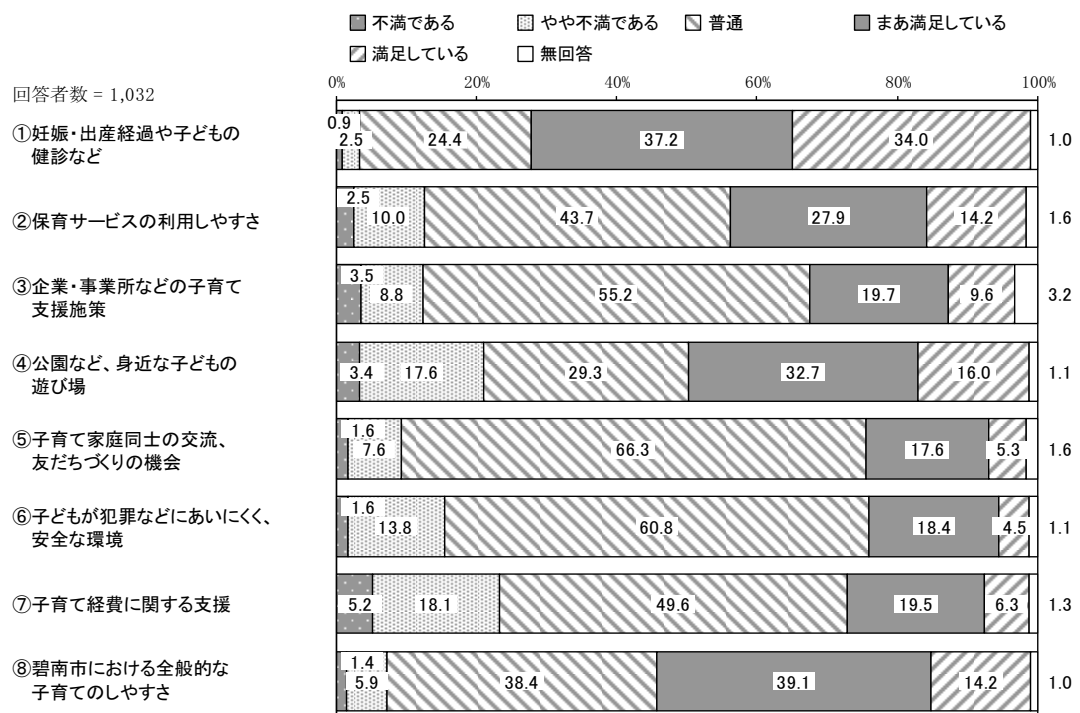
平成 25 年度調査と比較すると、「小学校教諭」「かかりつけの医師」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。



(9) 子育て全般について

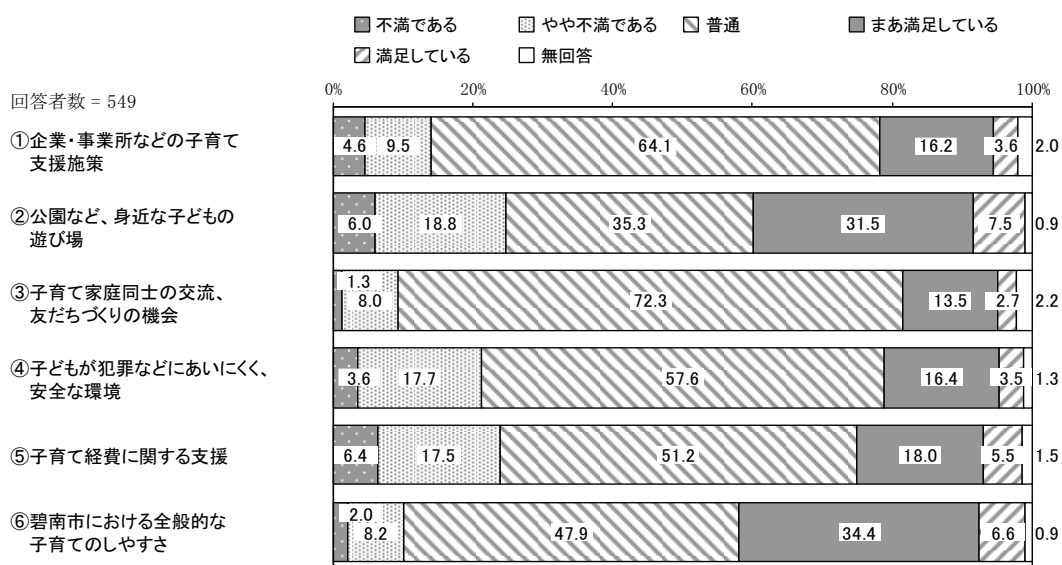
① 地域における子育ての環境や支援の満足度（就学前児童保護者）

『④公園など、身近な子どもの遊び場』『⑦子育て経費に関する支援』で「不満である」と「やや不満である」を合わせた“不満”の割合が、『①妊娠・出産経過や子どもの健診など』で「満足している」と「まあ満足している」を合わせた“満足”の割合が高くなっています。また、『⑤子育て家庭同士の交流、友だちづくりの機会』『⑥子どもが犯罪などにあいにくく、安全な環境』で「普通」の割合が高くなっています。



② 地域における子育ての環境や支援の満足度（就学児童保護者）

『②公園など、身近な子どもの遊び場』『④子どもが犯罪などにあいにくく、安全な環境』『⑤子育て経費に関する支援』で「不満である」と「やや不満である」を合わせた“不満”の割合が、『②公園など、身近な子どもの遊び場』『⑥碧南市における全般的な子育てのしやすさ』で「満足している」と『まあ満足している』を合わせた“満足”の割合が高くなっています。また、『③子育て家庭同士の交流、友だちづくりの機会』で「普通」の割合が高くなっています。



3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 教育・保育について

令和元年10月から就学前教育（保育・幼児教育）の無償化が実施され、保育ニーズが今後高まっていくことが予測されます。

本市では、女性の就業率の上昇を背景に、保育園児童数の増加がみられていますが、定員の確保により、待機児童については0人を維持しています。

アンケート調査結果をみると、利用したい教育・保育事業として認可保育園や認定こども園を望む声が大きくなっています。また、保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムへの転換見込みのある人や、今後就労を希望する保護者がみられ、今後保育を必要とする家庭が増加していくことが想定されます。

このような保育ニーズの高まりに対応できるよう、本市においても、民間園の誘致を検討し、今後も待機児童0人を維持し、引き続き教育・保育の量を確保していくことが必要です。

さらに、アンケート調査結果から、教育・保育事業を利用している理由として「子どもの教育や発達のため」が約68%となっており、教育・保育事業の質の面についても、保護者のニーズが高いことがうかがえます。保護者が安心して子どもを預けることができるよう、幼児教育関係者のスキル及び専門性の向上など、量の確保とともに質の向上を図ることが重要です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。妊娠・出産期の子育て家庭を支援するため、本市では、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健康診査の実施、子育て支援拠点事業の実施箇所の増設など、妊産婦や子育て家庭への支援に取り組んでいますが、アンケート調査結果では子育てに不安を感じ、相談や支援をしてほしかった時期がある人は約33%となっており、その時期は「3か月未満」が約半数となっています。妊娠、出産、産後の子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を引き続き実施することが必要です。

また、アンケート調査結果から、日頃子どもをみてもらえる親族がいる方が約37%となっている中、不定期の教育・保育事業の利用意向は約37%と一時預かりを求める

声が高くなっています。一時預かりを利用する目的は、買い物やリフレッシュ、通院、不定期の就労等、様々であり、こうした子育て家庭の状況に対応できるよう引き続き一時預かり等の保育事業の充実を図る必要があります。

さらに、子どもが病気やけがで通常の事業を利用できなかったり、小学校を休んだりした人で、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童保護者で約39%、ひとり親家庭で約22%となっています。本市では、平成30年度より病児保育を開設するなど、ニーズへの対応を進めていますが、今後も病児保育を含めた、多様なニーズに対応していくことが重要です。

加えて、就学前の保育ニーズの上昇から、就学後の子どもが安心・安全に放課後を過ごす場所へのニーズも高まっていることが予測され、アンケート調査では、低学年での放課後の過ごし方について、就学前児童保護者で「放課後児童クラブ」を希望する人が約42%となっています。本市の放課後児童クラブの利用児童数が年々増加していることから、適切なニーズを把握していく必要があります。

(3) 子育て支援施策の充実を図るための関連施策について

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっています。また、母親の育児休業の取得は進んでいるものの、希望する保育所に入るために、仕事へ早期復帰している現状があり、アンケート調査からも、約33%の方が希望する保育園に入るために希望より早く職場に復帰しています。働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

また、アンケート調査結果から、子どもに対して、思わずたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないことが“ある”と答えた人がいます。児童虐待通報件数についても、減少傾向にあるものの依然として虐待が疑われる事案が発生しています。子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

近年、障害を持っていたり、発達が気になる児童が増加しており、子どもの発達の状況に応じた支援が求められています。アンケート調査結果から、子育てに関して日

頃悩んでいること・気になることとして「病気や発育・発達に関すること」が就学前児童保護者で約45%、小学生保護者で約33%となっており、今後も、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等について、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

さらに、国においては、ひとり親（特に母子世帯）家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすことが問題となっていますが、ひとり親世帯のアンケート調査結果からは、本市における全般的な子育てのしやすさは、「普通」「まあ満足」「満足」が約86%を占めています。引き続き支援を必要とする家庭を、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら支援を行うことが必要です。



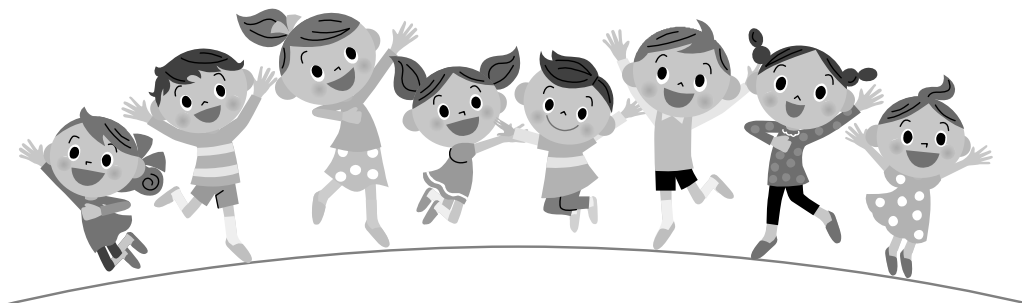
第3章 計画が目指す将来像

1 計画の基本理念

次代を担う子どもたちが、健康に・健全に成長できる環境を整えることが求められています。子育ての基本を家庭としつつ、親の就労等の社会参加を支援していくため、安心して子どもを預けることができる支援体制を構築することが重要です。

そのため、第1期計画の基本理念「子どもたちに安心・安全を約束できるまちへきなん」を継承し、子ども・子育て支援に関わる計画を推進します。

子どもたちに安心・安全を約束できるまち へきなん



基本理念実現に向けた政策の方向性

保育園・幼稚園等を中心とした安心・安全な子どもの保育・教育環境の構築
保護者のライフスタイルに応じた選択しやすい子育て支援施策の提供
保護者が子育ての責任を果たしつつ、社会参加が可能な環境整備と意識醸成

2 計画の体系

[基本理念]

[基本的な視点]

[個別事業・取組]

子どもたちに安心・安全を約束できるまち
へきなん

1 ニーズの変化をとらえた保育・教育の確保

【教育・保育】

・ 幼児期の教育・保育

※認定区分についてはP35 参照

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①時間外保育事業
- ②一時預かり事業
- ③病児・病後児保育事業
- ④子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター)

2 子どもの放課後等の居場所づくり

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①放課後児童健全育成事業
- ②子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター)
[再掲]

3 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的・総合的な取組の展開

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①子育て短期支援事業
(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③利用者支援事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥妊婦に対する健康診査
- ⑦実費徴収に係る補足給付事業

【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保】

【幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進】

【子育て支援施策の充実を図るための関連施策】

- ①産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ②市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立支援
- ⑤ひとり親家庭の自立支援
- ⑥障害児の保育と養育支援

第4章 事業計画

1 量の見込みの算出にあたって

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援計画策定にあたっての基本指針では、市町村計画策定において「量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易（おおむね30分）に移動することが可能な区域を設定」することが求められています。

本市においては、面積は約35平方km、人口は約7万人となっています。

このような地域性や、現在のサービス利用状況から勘案した結果、区域は市全域として設定することとします。

(2) 子どもの人口推計

0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	593	591	589	588	585
1歳	595	609	607	605	604
2歳	634	604	618	616	614
3歳	612	645	616	630	628
4歳	665	621	654	625	639
5歳	665	673	629	662	633
6歳	658	668	676	632	665
7歳	678	668	679	687	642
8歳	685	684	674	685	693
9歳	683	691	690	680	691
10歳	707	688	696	695	685
11歳	719	712	694	701	700
合計	7,894	7,854	7,822	7,806	7,779

(3) 量の見込みの考え方

アンケート調査結果からの利用意向や本市の実績、将来の児童数を踏まえることで「ニーズ量」を算出します。

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

ひとり親家庭、フルタイム共働き家庭、フルタイム・パートタイム共働き家庭、専業主婦(夫)家庭などの家庭タイプがあります。

ステップ2

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭タイプからさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、潜在家庭タイプでアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭タイプを掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から6年度まで各年度のニーズ量が算出されます。

～量の見込みの決定～

ステップ1～6で求めたニーズ量を、本市の実績に踏まえ、ニーズ量の算出を行い、各項目の「量の見込み」として算出しました。

2 施策の展開

(1) ニーズの変化をとらえた保育・教育の確保

【教育・保育】

① 幼児期の教育・保育

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置付けられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

保育園	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
幼稚園	全ての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
認定こども園	保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
小規模保育	比較的小規模（6～19人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
家庭的保育	少人数（5人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
居宅訪問型保育	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業
事業所内保育	企業が、主として人材確保のため、従業員への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員への保育を行う施設

② 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	新制度移行幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育園機能）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育園機能） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	私学助成幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯であるもの	

【利用状況】

(単位：人／日)		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
0歳	①＜3号認定＞（保育所）	60	58	67	62	67
1・2歳	②＜3号認定＞（保育所）	267	283	294	345	368
3歳～	③＜1号認定＞（幼稚園）	472	467	435	464	466
	④＜2号認定＞（保育所）	1,415	1,406	1,430	1,395	1,338
合計		2,214	2,214	2,226	2,266	2,239

【量の見込み】

(単位：人／日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	①＜3号認定＞（保育所）	50	52	61	62	62
	②＜3号認定＞（認定こども園）	15	15	19	18	19
	①'＜3号認定＞（地域型）	0	0	0	0	0
1・2歳	③＜3号認定＞（保育所）	331	345	351	353	354
	④＜3号認定＞（認定こども園）	72	75	95	96	98
	③'＜3号認定＞（地域型）	0	0	0	0	0
3歳～	⑤＜1号認定＞（幼稚園）	463	462	452	457	453
	⑥＜2号認定＞（幼稚園）	32	32	31	32	31
	⑦＜1号認定＞（保育所）	0	0	0	0	0
	⑧＜2号認定＞（保育所）	1,161	1,160	1,097	1,088	1,086
	⑨＜1号認定＞（認定こども園）	13	14	22	23	25
	⑩＜2号認定＞（認定こども園）	134	133	196	197	201
①+③+⑦+⑧（保育所利用計）		1,542	1,557	1,509	1,503	1,502
⑤+⑥（幼稚園利用計）		495	494	483	489	484
②+④+⑨+⑩（認定こども園利用計）		234	237	332	334	343
①' +③'（地域型利用計）		0	0	0	0	0
合計		2,271	2,288	2,324	2,326	2,329

【確保内容と実施時期】

(単位：人／日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	①＜3号認定＞（保育所）	67	67	67	67	67
	②＜3号認定＞（認定こども園）	15	15	21	21	21
	①’＜3号認定＞（地域型）	0	0	0	0	0
1・2歳	③＜3号認定＞（保育所）	359	359	359	359	359
	④＜3号認定＞（認定こども園）	82	82	112	112	112
	③’＜3号認定＞（地域型）	0	0	0	0	0
3歳～	⑤＜1号認定＞（幼稚園）	860	860	860	860	860
	⑥＜2号認定＞（幼稚園）	0	0	0	0	0
	⑦＜1号認定＞（保育所）	0	0	0	0	0
	⑧＜2号認定＞（保育所）	1,289	1,289	1,164	1,164	1,164
	⑨＜1号認定＞（認定こども園）	27	27	42	42	42
	⑩＜2号認定＞（認定こども園）	136	136	210	210	210
①+③+⑦+⑧（保育所利用計）		1,715	1,715	1,590	1,590	1,590
⑤+⑥（幼稚園利用計）		860	860	860	860	860
②+④+⑨+⑩（認定こども園利用計）		260	260	385	385	385
①’+③’（地域型利用計）		0	0	0	0	0
合計		2,835	2,835	2,835	2,835	2,835

【確保方策】

本市においては、過去5年間で待機児童は発生していませんが、近年、0～2歳児の入所希望者が増加しており、保育ニーズに対応していくため民間園の誘致を検討します。

【地域子ども・子育て支援事業】

① 時間外保育事業

【事業内容】

保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。
8時～16時を基本保育時間としつつ、早朝保育（8時以前）・長時間保育（16時以降）を実施しています。実施内容は園によって異なります。

【利用状況】（18 時以降）

	（単位）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用状況	人／日	200	180	207	210

【量の見込み】

	（単位）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人／日	236	234	232	233	232

【確保内容と実施時期】

	（単位）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
確保内容と実施時期	人／日	236	234	232	233	232

【確保方策】

公立保育園、私立保育園及び認定こども園では、基本保育時間の8時から16時を超えて子どもを預かる、早朝及び長時間保育を実施しています。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

② 一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園で行う一時預かりは、「預かり保育」と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

	(単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
幼稚園の預かり保育	回／年	12,367	14,702	16,355	17,054
不定期の利用	回／年	7,644	8,213	8,668	9,508
定期利用	回／年	4,723	6,489	7,687	7,546
上記以外の一時預かり (就労・私的利用)	回／年	3,626	3,206	2,579	2,590

【量の見込み】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園の預かり保育	回／年	20,905	20,873	20,442	20,635	20,453
不定期の利用	回／年	11,747	11,729	11,487	11,595	11,493
定期利用	回／年	9,158	9,144	8,955	9,040	8,960
上記以外の一時預かり (就労・私的利用)	回／年	2,599	2,544	2,524	2,533	2,517

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園の預かり保育	回／年	20,905	20,873	20,442	20,635	20,453
不定期の利用	回／年	11,747	11,729	11,487	11,595	11,493
定期利用	回／年	9,158	9,144	8,955	9,040	8,960
上記以外の一時預かり (就労・私的利用)	回／年	2,599	2,544	2,524	2,533	2,517

【確保方策】

幼稚園の預かり保育は、市内全幼稚園で実施しています。最大8時から16時30分まで子どもを預かることができ、就労による定期利用と、私的事由による不定期利用があります。就労・私的事由による一時預かりは「プチ保育事業」として実施しており、保育園等で不定期的に子どもを預かる事業です。

いずれも現状の体制でニーズを充足できると考えられるため、引き続き事業を実施します。

③ 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児保育は、普段保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で子どもを預かる事業です。

病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。

【利用状況】

	(単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用状況	回／年	3	11	10	256

【量の見込み】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	回／年	461	459	457	456	454

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	回／年	461	459	457	456	454

【確保方策】

本市では、現在2箇所のクリニックにて病児保育室が運営されており、各施設1日に4名まで受入れ可能となっています。現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の子どもを持つ保護者を依頼会員と、地域において育児に関する援助をしたい協力会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業です。

【利用状況】

	（単位）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用状況	回／年	1,353	1,718	2,051	2,070

【量の見込み】

	（単位）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	回／年	2,022	2,012	2,011	1,997	1,995

【確保内容と実施時期】

	（単位）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	回／年	2,022	2,012	2,011	1,997	1,995

【確保方策】

本市のファミリー・サポート・センターは、幼児から児童・生徒まで幅広く利用されています。今後もニーズの把握と協力会員の確保に努め、情報提供を通じて支援者・利用者の拡大を図ります。

(2) 子どもの放課後等の居場所づくり

【地域子ども・子育て支援事業】

① 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。

本市では、「児童クラブ」として各学区で実施しています。

【利用状況】

	(単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用状況	人／日	577	630	682	747

【量の見込み】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人／日	775	810	836	838	842
小学1年生	人／日	231	234	237	222	233
小学2年生	人／日	214	225	229	232	217
小学3年生	人／日	173	190	201	203	206
小学4年生	人／日	99	102	111	118	119
小学5年生	人／日	43	42	42	46	49
小学6年生	人／日	15	17	16	17	18

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	人／日	920	920	920	920	920

【確保方策】

児童クラブは、近年、待機児童は発生していません。しかし、一方では共働き世帯の増加により、ニーズが拡大する可能性もあり、施設の拡張や近隣施設の活用も視野に入れながら量的な拡大を図るなど、ニーズを充足できるよう随時検討します。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

P41参照

(3) 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的・総合的な取組の展開

【地域子ども・子育て支援事業】

① 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業内容】

ショートステイとは、保護者の疾病等の身体的もしくは精神的理由、環境上の理由により家庭において児童を養育できない場合に一時的に子どもを預かる事業です。

トワイライトステイとは、仕事その他理由により平日夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合、その他緊急の必要がある場合に一時預かりを行う事業です。

【利用状況】

	(単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用状況	回／年	9	0	0	9

【量の見込み】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	回／年	72	72	71	71	71

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	回／年	72	72	71	71	71

【確保方策】

保護者の疾病等により、一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設においてショートステイ・トワイライトステイを実施しています。現行の体制を継続して、ニーズの充足を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業は、「子育て支援センター」とも呼ばれ、公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【利用状況】

	(単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用状況	回／月	4,038	3,971	3,397	4,139
	箇所	10	10	10	10

【量の見込み】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	回／月	4,248	4,206	4,230	4,218	4,204

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	回／月	4,248	4,206	4,230	4,218	4,204
	箇所	11	11	11	11	11

【確保方策】

本市では、7保育園及び2児童センター、2こどもプラザの11箇所において子育て支援センターを運営しています。児童センター及びこどもプラザにおける子育て支援センターは、休館日の曜日をずらし、毎日どこかの支援センターが利用できる環境を構築しています。育児相談や親同士の交流機会の確保等、地域の子育て家庭を支援する活動を行っており、各施設がその施設の特色を生かしつつ、親子が気軽に参加でき、共に楽しみ、児童の成長を実感できるような事業の提供に努めています。今後も現行の体制で事業を継続します。

③ 利用者支援事業

【事業内容】

利用者支援事業は、子どもとその保護者が、様々な教育・保育事業や地域子育て支援事業の中から適切なサービスを選択するため、身近な地域に専属のコーディネーターを配置し、支援していくものです。

【実施状況】

	(単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	2

【量の見込み】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	箇所	2	2	2	2	2

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	箇所	2	2	2	2	2
基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
母子保健型	箇所	1	1	1	1	1

【確保方策】

本市では、行政窓口で一元的に保育園・幼稚園等の入園の相談を始め、子育てに関するあらゆる相談や受付、子育て情報携帯メールの配信等情報提供・支援を行っています。平成30年11月より利用者支援事業母子保健型として、碧南市保健センター内に「碧南市子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援のワンストップ拠点として、利用者支援事業基本型と連携を図り、事業を実施しています。

今後も、現行の体制で事業を継続し、母子健康手帳の交付時のアンケートと個別面接から、今後の支援の必要性を検討し、医療機関への情報提供や妊娠中又は産後の継続支援につなげるなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

全出生児に対して「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問」として生後2か月前後に母子保健推進員または保健師が訪問しています。子育てに関する情報提供等を行うとともに、母親の育児状況や養育環境等の把握を行い支援が必要な家庭に対し適切な支援につなげます。また、適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭については養育支援訪問事業につなげています。

【利用状況】

	(単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用状況	人	606	564	592	574

【量の見込み】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	593	591	589	588	585

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	人	593	591	589	588	585

【確保方策】

母子保健推進員の協力により全出生児に対して実施し、訪問の様子とともに、産後うつアンケート（エジンバラ産後うつ病自己評価票）の結果から、保健師による更なる支援につなげていきます。

また、医療機関等からの情報提供がある場合は、保健師が訪問するなど適切な時期に訪問し、適切な支援につなげていきます。

⑤ 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援訪問が必要だと判断した家庭に対して、養育支援訪問員（保健師等）が定期的に訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行います。

【利用状況】

	(単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用状況	人	0	2	1	3

【量の見込み】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	人	2	2	2	2	2

【確保方策】

今後も、養育支援訪問が必要だと判断した家庭全てに対して実施します。



⑥ 妊婦に対する健康診査

【事業内容】

母子健康手帳交付時に、医療機関等で行われる健診の受診票を交付し、妊婦健康診査の費用を補助しています。

【利用状況】

	(単位)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用状況	人	593	646	601	608

【量の見込み】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	593	591	589	588	585

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	人	593	591	589	588	585

【確保方策】

今後も母子健康手帳を交付した全ての妊婦に交付し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう健診の受診を奨励します。



⑦ **実費徴収に係る補足給付事業**（新1号認定、新2号認定、新3号認定）

【事業内容】

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園に通う低所得世帯児及び第3子以降児（小学3年生までの児童が3人以上いる世帯の児童のうち3人目以降の児童）について実費徴収された給食費（副食材料費）について4,500円を限度に助成します。

【量の見込み】

	（単位）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	10	10	10	10	10

【確保内容と実施時期】

	（単位）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保内容と実施時期	人	10	10	10	10	10

【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保】

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の方に基づく事務の執行や権限の行使について、県と緊密に調整を行い、連携を取ってまいります。

【幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進】

本市では、市内に幼稚園5箇所、保育園13箇所、認定こども園2箇所が整備されています。保育現場では、生活習慣の体得や様々な体験が豊富に得られるような内容を構成し、幼児期にふさわしい生活環境の整備や運営を推進しています。幼稚園・保育園等職員合同の事故予防研修、障害児研修、公開保育等の研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図っています。

また、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等の交流を行っています。

今後も社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向を注視し、提供体制を整えていきます。

【子育て支援施策の充実を図るための関連施策】

① 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休暇及び育児休業後の保育の利用状況は、現時点で円滑に実施できています。今後も、保育サービス等の情報をホームページや広報を通してわかりやすく市民に伝えるとともに、出産を控えた母親への情報提供の充実を図ります。

② 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備

各保育園において保育士が本来の保育業務に専念できるように、休憩対応保育士や事務員、保育アシスタントの配置など、保育環境整備の推進を行っています。

保育資格を持たないアシスタントや児童クラブの支援員に対し、放課後児童育成支援員や子育て支援員の資格取得はもとより、危機管理をはじめ保育現場に必要な技術や能力の向上のための各種研修の受講を推進し、引き続き、子育て支援従事者の質の向上を図るとともに、保育補助や支援員の発掘と確保に努めます。

放課後子ども教室は、棚尾小学校にて毎週水・木・金曜日に開設しています。小学1～3年生の参加登録児童（約100名）が希望した曜日に参加しています。指導員のもとで宿題や外遊び等の活動を行っています。

③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

近年、全国では児童が死に至る児童虐待が発生しています。児童虐待の発端（原因）も発達障害、家族の病気や育児能力不足、DVなど多様であり、調査や支援に

入ることが困難であったり、長期にわたる支援の必要や対応に苦慮するケースも増えてきています。今後も家庭児童相談員を中心として、相談、訪問体制を整えきめ細やかな支援に努めます。また、児童相談センターを始め母子・父子自立支援員や学校・保健師・主任児童委員・警察等関係機関と綿密な情報共有と連携を図りながら早期発見と適切な支援につなげます。

④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援

母子健康手帳交付時や3か月児健康診査受診時に、父親の育児参加に関する資料を配布しています。また、妊娠中の夫婦を対象に「パパママ教室」を開催し、父親の育児参加を促進し、子育てについて夫婦で考えるきっかけづくりとして講師による話などを取り入れ、夫婦間のコミュニケーションの大切さ、夫婦が協同して子育てに係わり、喜びを感じることができるよう支援していきます。

平成30年5月より病児保育が始まり、共稼ぎ家庭やひとり親家庭においては、緊急に病気の子どもを預けることができる場所ができたことで、職場のシフトや仕事の調整がしやすくなり、子どもの病気による休暇を取得しやすい職場環境が少しずつ整ってきています。今後も、より利用しやすい運営に努め、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指します。

⑤ ひとり親家庭の自立支援

本市では、ひとり親家庭の数はここ数年大幅な増減はなく、ほぼ横ばいとなっています。児童扶養手当受給世帯の数は減少する傾向はみられず、更なる自立に向けた支援の取組が必要です。

ひとり親家庭の自立を支援するための取組として、母子・父子自立支援員による生活や就労の相談事業を実施するとともに、ひとり親家庭の保護者を確実な就労に結び付けるため、キャリアカウンセラーとの連携強化や自立支援プログラム事業、自立支援給付金等を活用した資格取得機会の創出等、多様な支援体制を構築し、早期の自立を支援します。

また、離婚前から離婚直後の相談等の体制を整え、何よりも子どもの不利益を回避し、保護者の精神的な負担の軽減や安定した生活を得るために必要な知識として、養育費や面会交流等の重要性をはじめ、ひとり親家庭が利用可能な制度や必要な手続き等の紹介を行い、各家庭の状況に応じた支援に努めます。

⑥ 多様性を尊重する保育環境の整備

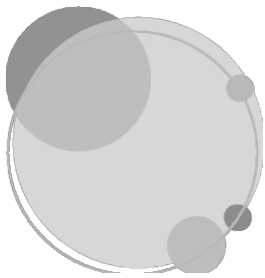
幼稚園及び保育園等においては障害児（3歳以上児）の受入れを行っています。子どもの発達の度合いにあわせ、保育者と子どもの比率を1：4から1：1まで加配を行い、子どもが地域で安全かつ充実した生活が過ごせる環境を整えていきます。また、療育が必要な子どもについては、親子通園施設「にじの学園」にて子どもの発達等に応じた療育を行い、保護者の身体的・精神的な育児負担の軽減を図っています。

平成29年4月に、18歳未満の子どもの発達に関する相談や支援の窓口として、福祉課に発達支援係を設置し支援体制の充実を図っています。平成28年度から開始した児童発達支援ネットワーク事業は、事業内容を拡充し発達支援係で実施しています。具体的には支援者向けに、専門職（作業療法士、言語聴覚士等）による幼稚園・保育園等及び市内小中学校、児童クラブ等への巡回支援において、子どもの気になる行動に対しての原因究明や支援方法の提案をしており、支援員が子どもの特徴や支援方法を理解し、子どもにもよい変化がでつつあります。また、支援者向けにプログラム化した研修を実施し、支援者のスキルアップを図っています。

保護者向けには専門職による発達相談やペアレント・プログラムを実施し、子どもの特徴への理解と家庭等でできる対応についてアドバイス等を行っています。また、平成30年7月から発達が気になる2，3歳の子どもとその保護者に対し、その子にあった育て方を学ぶ親子支援事業を実施しています。今後も引き続ききめ細やかな保育・療育を行っていくとともに、関係部署との連携を図り、早期支援・専門支援を継続していきます。

また、本市における外国籍の人口が増加する中で、幼稚園・保育園等に通う園児の人数も増加しています。ポルトガル語の通訳・翻訳に長けた保育補助者による園の巡回訪問を行うとともに、多言語に対応した携帯翻訳端末を各園に配置し、園児や保護者と様々な言語によるコミュニケーションをとっております。

今後も引き続き、障害児に向けた療育支援や外国籍世帯に対する支援を行い、小学校とも連携をとることによって、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図ってまいります。



資料編

1 子ども・子育て会議

(1) 碧南市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 29 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、碧南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部こども課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年碧南市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 障害程度区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員 日額 7,000 円

(2) 子ども・子育て会議委員

機関名および団体名	代表委員名
碧南市主任児童委員部会	中根 潮美
碧南市民生委員児童委員協議会	河原 厚司
碧南市民間保育園長会	水野 裕子
碧南市医師会	板倉 尚子
碧南歯科医師会	杉浦 龍一
碧南市小中学校長会	角谷 竹虎
碧南市小中学校幼稚園PTA連絡協議会	磯貝 香織
碧南市保育所父母の会連絡協議会	城頭亜紀子
碧南市青少年育成推進員連絡会	岡田 真美
安城特別支援学校 地区別懇談会	石川 陽子
刈谷公共職業安定所碧南出張所	森 英司
碧南青年会議所	比嘉 穰治
衣浦三水会	菅原 優
連合愛知 三河西地域協議会	宮崎 哲也
碧南警察署	切江 泰仁
刈谷児童相談センター	山村 孝幸
碧南市母子寡婦福祉会	山田 鈴子
市民代表	栗並 えみ
市民代表	鈴木 理絵
岡崎女子大学	大岩みちの

2 策定経過

年月日		内 容
平成30年度	平成30年11月27日	子ども・子育て会議 - 第2期碧南市子ども・子育て支援事業計画について - ニーズ調査（アンケート）について
	平成31年1月10日から 平成31年1月28日	アンケート調査 子育て支援に関するアンケート調査
	平成31年2月25日	子ども・子育て会議 - 碧南市子ども・子育て支援事業計画のアンケート結果について - 碧南市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について - 平成31年度の保育園・幼稚園・児童クラブの申し込み状況について
令和元年度	令和元年7月11日	子ども・子育て会議 - 碧南市子ども・子育て支援事業計画の骨子について - 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
	令和元年11月15日	子ども・子育て会議 碧南市子ども・子育て支援事業計画（案）について
	令和元年12月16日から 令和2年1月16日	パブリックコメント 「碧南市第2期子ども・子育て支援事業計画（案）」への意見募集について

3 用語解説

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

【な行】

認可保育園

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において 看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望 する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法77条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

碧南市第2期子ども・子育て支援事業計画

発 行：令和2年3月

発行者：碧南市

愛知県碧南市松本町 28

編 集：碧南市 福祉こども部 こども課

電 話：0566-41-3311

F A X：0566-48-2940

